

多治見市の環境

(第 47 号)

2025 年度版

(2024 年度の環境の状況と施策の実施状況)



多治見市環境キャラクター
地球を「まもる」くん

多治見市



環境と共生するまち 多治見

わたしたち多治見市民は、周囲の緑を自ら育て、市街地を東西に貫流する土岐川に親しみながら、個性ある文化を育んできました。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、自然の生態系に影響を及ぼし、わたしたちを取り巻く環境を地球規模で大きく変え、人類の生存さえも危うくしようとしています。わたしたちは、自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立つ必要があります。

今こそわたしたちは、わたしたちの置かれている環境を保全する努力にとどまらず、さらに豊かで快適な環境を創り出し、環境と共生する社会の実現に努めなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

(多治見市環境基本条例より)

目 次(本編)

第1部 2024年度の環境の状況と施策の実施状況

第1章 多治見市の概要	1
1. 自然環境	
第2章 環境基本計画の実施状況	
第3次多治見市環境基本計画の体系図	5
第1節 三者(市民・事業者・市)の連携協力	6
1. 環境教育・学習の推進 / 2. 環境に関する市民・事業活動への支援 /	
3. 連携協力による体制整備	
第2節 地球環境の保全	13
1. 地球温暖化対策の推進 / 2. 夏の暑さ対策の推進 / 3. 水資源の有効利用	
第3節 自然環境の保全	21
1. 森林の保全 / 2. 身近な自然環境の保全と創出 / 3. 野生動植物の保全	
第4節 物質の循環の保全	30
1. ごみの減量化 / 2. リユース、リサイクルの促進 / 3. 適正なごみの処理	
第5節 生活環境の保全	34
1. 公害の防止 / 2. 風景の保全と創出 / 3. 快適な住環境の整備	

第1章 多治見市の概要

(1)環境施策の経緯

主な環境施策の経緯

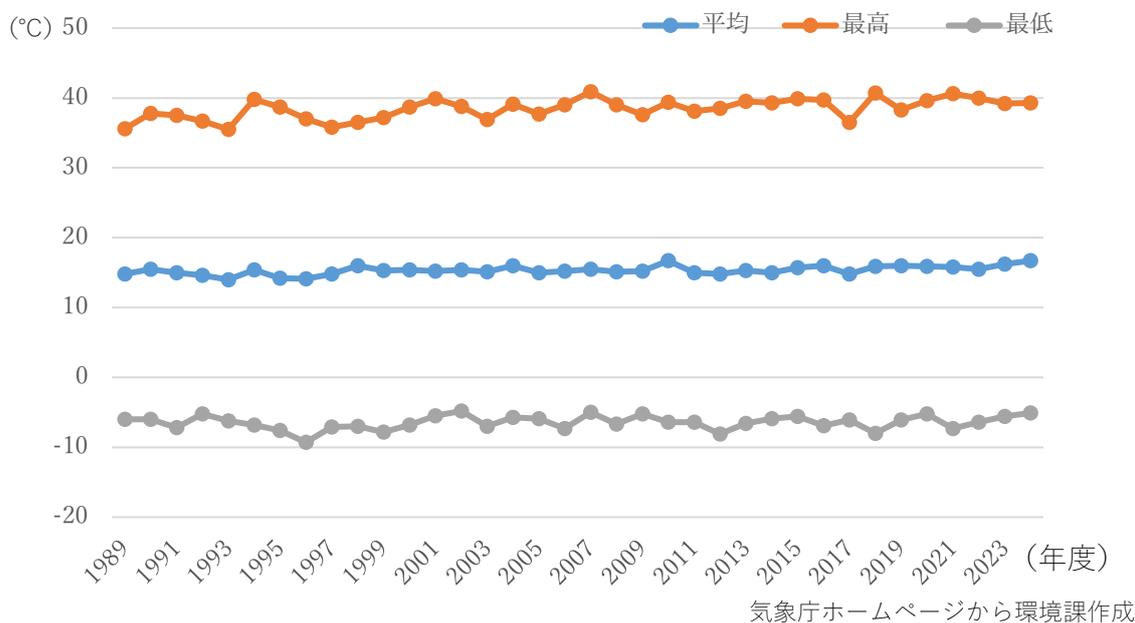
年度	主な環境施策
1990(H2)	緑の育成及び保護に関する条例 制定
1996(H8)	指定ごみ袋及び粗大ごみシール制 導入
1998(H10)	環境基本条例 制定
1999(H11)	環境共生都市宣言 採択 循環型社会システム構想 策定 第1次環境基本計画 策定
2000(H12)	23分別による家庭ごみ収集 開始 多治見市役所がISO14001認証を取得
2001(H13)	地域省エネルギービジョン 策定
2002(H14)	一般廃棄物(ごみ処理)基本計画 策定
2003(H15)	コークスヘッド式直接熔融炉(新ごみ焼却場)完成 第3回環境首都コンテストで総合1位を獲得
2004(H16)	多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例 施行 まち美化計画 策定
2005(H17)	指定ごみ袋 料金改定 地域新エネルギービジョン 策定 地球温暖化対策実行計画 策定
2006(H18)	笠原町地区でのごみの23分別収集開始
2007(H19)	多治見市が日本最高気温40.9℃を記録(8月16日) 地球温暖化対策地域推進計画 策定
2008(H20)	第2次環境基本計画 策定
2009(H21)	循環型社会システム構想C段階の目標などを見直し 第2次まち美化計画 策定
2010(H22)	筑波大学計算科学研究センターと高気温対策研究所における連携協定を締結 大畑センター管理型処分場焼却飛灰受入開始 ISO14001認証を返上 独自EMS(環境マネジメントシステム)へ移行 住宅用新エネルギーシステム設置補助金制度導入
2011(H23)	地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定 エコカレンダー配布開始
2012(H24)	新エネルギービジョン 策定 第2次一般廃棄物(ごみ処理)基本計画 策定 第2次環境基本計画(改訂版) 策定
2013(H25)	地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定 再生可能エネルギーの普及を促進する条例 制定 ボランティア袋を作成(企業等からの協賛金を導入)
2014(H26)	第3次まち美化計画 策定 生活排水対策推進計画(姫川流域)改訂版 策定
2015(H27)	ひと涼みアワード2015で「トップランナー賞」受賞
2016(H28)	第3次環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定
2017(H29)	地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定 第3次一般廃棄物(ごみ処理)基本計画 策定 グリーン市場拡大のためのグリーン購入大賞(第18回)で「グリーン購入推進自治体特別賞」受賞
2018(H30)	(株)伊藤園と暑さ対策及び災害時における協力・支援に関する協定を締結 立地適正化計画 策定
2019(R1)	第4次まち美化計画 策定
2020(R2)	第3次環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 改訂版 策定
2022(R4)	第3次一般廃棄物(ごみ処理)基本計画 改訂版 策定
2023(R5)	生活排水対策推進計画(姫川流域)第3次改訂版 策定

2024(R6)	第4次環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 改訂版 策定 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 第4期 策定 第5次まち美化計画 策定
----------	--

1. 自然環境

(1) 気象

本市では、2007年8月16日に最高気温40.9℃を記録し、日本記録を74年ぶりに更新しました。気象庁が本市で気温の記録を開始した1978年以降の年平均気温及び日最高気温の推移を見ると、最高気温の推移は近年上昇傾向にあることが分かります。本市の暑さの原因については、市民団体等により全市的な気温調査を実施するなど継続的に行われています(17頁第2章第2節夏の暑さ対策の推進参照)。



本市の日最高気温・年平均気温の推移

1978年以降の年平均気温及び日最高気温、日最低気温の順位

順位	年平均気温の高い順		順位	日最高気温の高い順		順位	日最低気温の低い順	
	記録開始	1978.11.01		記録開始	1978.11.01		記録開始	1978.11.01
	気温(℃)	記録した年		気温(℃)	記録した日		気温(℃)	記録した日
1位	16.7	2024	1位	40.9	2007.08.16	1位	-9.3	1982.01.30
2位	16.2	2023	2位	40.8	2007.08.17	1位	-9.3	1996.02.03
3位	16.0	2019	3位	40.7	2018.07.23	3位	-9.2	1981.02.28
3位	16.0	2016	3位	40.7	2018.07.18	4位	-8.5	1983.01.23
3位	16.0	2004	5位	40.6	2021.08.08	4位	-8.5	1985.01.31
3位	16.0	1998	6位	40.4	2018.08.06	6位	-8.3	1984.02.08
7位	15.9	2020	7位	40.2	2018.08.02	7位	-8.2	1985.01.18
8位	15.9	2018	8位	40.0	2022.07.01	8位	-8.1	1982.01.18
9位	15.8	2021	9位	39.9	2018.08.03	8位	-8.1	1981.01.31
10位	15.7	2015	9位	39.9	2015.08.01	8位	-8.1	2012.02.03
11位	15.5	2022	9位	39.9	2001.08.01			

※2003年及び2008年に日最高気温、日最低気温の統計方法が変更されています

直近5年の気温・猛暑日・降水量・日照時間

年／項目	最高気温(°C)	猛暑日日数	熱帯夜日数	7月～9月の降水量(mm)	7月～9月の日照時間
2020	39.6	29	10	764.0	456.8
2021	40.6	23	1	926.0	483.8
2022	40.0	25	3	998.0	490.6
2023	39.2	41	9	371.0	654.0
2024	39.3	51	20	722.0	652.9

※猛暑日:最高気温が35°C以上の日のこと

気象庁ホームページから環境課作成

※熱帯夜:夕方から翌日の朝までの最低気温が25°C以上になる夜のこと

(2)地形・河川

本市は、周辺を山地や丘陵地に囲まれた盆地地形です。本市南東部から中央部、北部にかけて土岐川とその支川沿いに平地が形成され、周囲は丘陵地となっています。

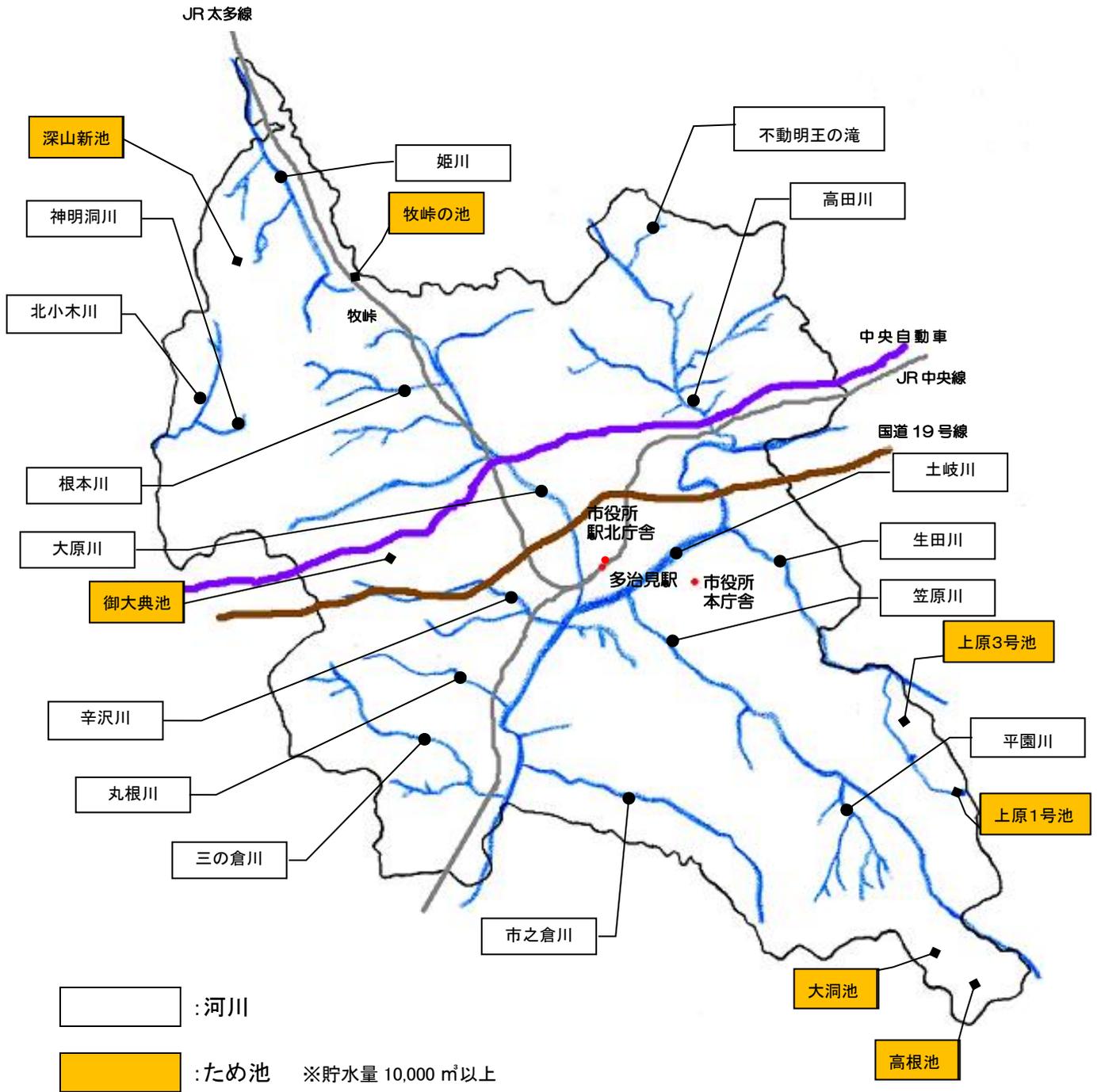
本市の河川は、大針町の牧峠を分水嶺に土岐川(庄内川)水系と木曾川水系に分かれています。土岐川は恵那市山岡町の夕立山を水源とする河川で、市の中心部を東西に横切っています。土岐川には高田川、大原川、生田川、笠原川、市之倉川等の支流があり、これらは狭い平地を形成しながら流下し、土岐川に合流しています。木曾川は長野県を水源とする河川で、本市の姫川はその支流にあたります。

また、市内各地にため池が点在しており、最も大きなため池は御大典池で、赤坂町の水田のかんがいに利用されています。



出典 中部地方整備局ホームページ <https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/kasen.htm>

中部地方の主な河川



市内の主な河川とため池

■市内河川の水質については 資料編 10 ページへ

第2章 環境基本計画の実施状況

本市では、1999年度に第1次環境基本計画を策定し、2008年度に第2次計画、2016年度に第3次計画の策定を経て、2024年度に2032年度までを計画期間とする第4次計画を策定しました。

第4次環境基本計画 体系図



[環境基本計画のホームページへ](#)

第1節 三者(市民・事業者・市)の連携協力

1. 環境教育・学習の推進 (多治見市環境基本計画の取組内容 No.1～5)

(1) 環境に関する情報の発信

1) 広報紙・コミュニティFM・ホームページ

本市の広報紙「Tajimisit」において、ミニ特集など工夫を行い、随時環境情報を掲載し、市民へ発信しています。また、必要に応じSNSを活用した情報発信も行っています。

さらに、FMピピの多治見シティガイドに環境課職員が毎月1回出演し、環境施策や環境イベントなどの紹介を行っています。



令和7年広報2月号の抜粋

(2) 環境イベントの開催

1) 環境フェア

環境フェアは、環境市民団体との交流や「環境基本計画」の推進などを目的に2001年度にスタートした市民参加型の環境イベントです。2004年度からは展示コーナーに加え、体験コーナーやステージ発表を追加し、環境市民団体の交流やその活動を広く一般市民にPRするとともに、環境問題について考える機会を提供しています。

市内小中学生の環境に関する夏休みの作品展示や市民団体および企業等の活動紹介パネル等の展示、市内小中高生などによる環境学習や環境活動についての取組の発表、市民団体や企業による体験コーナーの設置等を行っています。

環境フェア来場者数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
開催日	2月18～23日	-	2月19日	2月19日	2月16日
来場者数(人)	約500 (縮小開催※)	中止※	約900	約700	約650

※新型コロナウイルス感染症の影響のため



ステージ発表の様子



体験コーナーの様子



パネル展示の様子

2)りばーぴあ

りばーぴあは、土岐川で「遊ぶ」「学ぶ」「知る」「守る」を重点に土岐川へ関わる機会を提供し、土岐川に親しんでもらうことを目的とした川あそびイベントです。土岐川観察館が主催し、多治見市や市民団体の協力のもと、産業文化センター前、多治見橋付近の土岐川河川敷で開催しています。



りばーぴあ 2023 ガサガサ体験の様子

りばーぴあ来場者数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
開催日	中止※1	中止※1	中止※2	7月28日	中止※2
来場者数(人)	—	—	—	約450	—

※1新型コロナウイルス感染症の影響のため

※2雨の影響による川の水位上昇のため

(3)環境に関する学習機会の提供

1)たじみエコカレッジ

エコカレッジは、河川体験や施設見学、市内散策等の自然に関する様々な体験を通して身近な環境問題やその大切さについて考え、活動する輪を広げるために開催している市民向け環境学習講座です。岐阜県清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金を受け、2013年度から開催しています。

毎年、市内在住の小学校高学年を対象とした「ジュニアコース」、市内在住・在学の中高生を対象にした「ユースコース」、市内在住・在勤の方を対象とした「自然マイスターコース」を実施しています。



ジュニア・ユースコース合同の受講の様子

エコカレッジ受講者数

開催年度	2020	2021	2022	2023	2024
ジュニアコース(人)	15	20	20	20	20
ユースコース(人)	15	7	6	7	9
自然マイスターコース(人)	15	15	12	13	15

2)夏休み親子エコクッキング講座

「エコクッキング」とは、環境に配慮して料理の際の「買い物」「調理」「食事」「片付け」をすることです。「食」は、自然の恵みをいただき、水や電気などの資源を利用し、ごみや排水を出すという、いわば環境問題の縮図となっています。生ごみ減量や食品ロス、水質汚濁や大気汚染、地球温暖化、エネルギー問



親子エコクッキングの料理

題など、さまざまな環境問題を解決するには、限りある資源を大切に、無駄なく活用する暮らし方が必要となります。保健センターの協力を得て、毎年エコクッキング講座を開催しています。

親子エコクッキング参加者数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
開催日	-	-	8月9日	8月8日	8月6・13日
参加者数	中止※	中止※	21人(10組)	20人(8組)	9人(5組)・ 10人(6組)

※新型コロナウイルス感染症の影響のため

3)おとどけセミナー

多治見市は、市民からのリクエストに応じて「おとどけセミナー」と題した市職員による出前講座を随時行っています。

おとどけセミナーの開催内容

年度	開催内容	参加者
2019	「ゴーヤの育苗(土づくり、種まき、水やりの実践)」	南姫中学校45名
2020	「温暖化の現状と対策」	東濃エリアエコ協議会16名
2021	「身近な環境問題(地球温暖化とごみ問題)を考える」 「ごみの分け方・減らし方」	指定管理者の職員5名 高齢者グループ15名
2022	「温暖化の現状と対策」、「身近な自然環境」、「ごみの分け方・減らし方」	市民62名
2023	「多治見市の身近な環境問題と対策」、「地球温暖化について」、「暑さ対策」、「ごみの分別」	南ヶ丘中学校27名
2024	「多治見市の環境施策」 「地球温暖化対策・暑さ対策・ごみの分別等」	市民自治研究会(市民、議員等)50名 食生活推進協議会20名

4)自然体験施設

本市には、自然体験施設として土岐川観察館や三の倉市民の里「地球村」があり、自然に触れあうことができる場として、多くの方が利用しています。

ア. 土岐川観察館

土岐川観察館は、安全で親しみのある水辺づくりを目指し、多治見市が行う「土岐川水辺の楽校」のひとつとして、市民団体や国土交通省の協力を得て2002年に開設しました。土岐川に関する自然学習や情報提供を行う自然展示室や河川資料室、ビオトープなどを備え、館内の水槽には土岐川流域に生息する魚が展示されています。



土岐川観察館・外観



土岐川観察館・自然展示室

イ. 三の倉市民の里「地球村」

三の倉市民の里「地球村」は、JR多治見駅より約7km西方の丘陵地に位置し、広大な自然に囲まれています。「自然」をテーマにした宿泊研修施設で、季節ごとに自然体験イベントやレクリエーションを開催しており、市内外から多くの利用者が訪れています。



地球村・外観



地球村・展示コーナー

(4) 子どもたちへの環境教育の実施

子どもたちが自然学習を学び、地域の自然との関わりを身近なものに感じるとともに、自然に親しみ、興味をもてるよう、土岐川観察館が市内小中学校に出向き、環境学習を実施しています。

環境教育の実施校数

開催年度	2020	2021	2022	2023	2024
実施学校数	小学校6校 中学校1校	小学校8校	小学校5校	小学校8校 中学校1校	小学校5校

(5) 環境学習を推進する「人財」の育成

たじみエコカレッジ自然マイスターコースにおいて、指導者の育成に取り組んでいます。受講後には自然体験活動、エコカレッジのスタッフ(補助員)となり、市民の方へ地元の自然やその楽しみ方を伝えることによって、市民の手による自然体験活動を拡充させることを目指しています。



2024年度自然マイスターコース受講の様子

自然マイスターコースの講座数と参加者数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
開催講座数(回)	6	5	5	4	4
参加者数(人)	15	15	12	13	15

2. 環境に関する市民・事業活動への支援 (多治見市環境基本計画の取組内容 No.6～7)

(1) 市民活動団体への支援

1) 環境フェアを通じた団体間の交流など

環境フェアでは、参加団体による活動内容の発表や意見交換などを通じて団体間の交流促進を行っています。2024年度は2団体(グリーンライフ21プロジェクト、多治見気象の会)から環境への取組みについて発表していただきました。

(2) 環境に配慮した事業活動への支援

業者者からの提案や相談などに応じ、事業活動への協力や支援を行っています。

事業活動への協力・支援

年度	実施内容
2021	・保水性インターロッキングブロックについて、本庁舎西側の歩道で実証実験を提供し、効果測定を実施。 ・市有地への再生可能エネルギー導入に向けた協力体制などを協議
2022	・市有施設へのPPAIによる太陽光発電設備設置の可能性の協議 公募型プロポーザル方式により、バロー文化ホールへの設置候補者を決定
2023	・市有施設へのPPAIによる太陽光発電設備設置に向け、プロポーザルで決定した契約候補事業者及び関係部署と調整。 ・環境フェアで13企業が環境活動をパネル展示
2024	・環境フェアで11企業が環境活動をパネル展示

3. 連携協力による体制整備 (多治見市環境基本計画の取組内容 No.8～12)

(1) 多様な主体と連携した活動の推進

1) 環境基本計画3者協議会

環境基本計画3者協議会は市民、事業者、市が同じテーブルでこの計画の推進に関する議論を行い自由な意見交換による情報の共有を図りながら、環境施策を推進していこうとするものです。

2024年度は、4回開催し、前年度の事業評価と第4次環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について議論しました。

■環境基本計画3者協議会の活動については [資料編1ページへ](#)

(2) 他自治体との広域連携の推進

1) 中部環境先進5市サミット (通称「TASKIサミット」)

環境首都コンテストへの参加をきっかけとして中部地方の5市(多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市)が連携した環境を切り口としたサミットです。2013年1月29日に本市において開催された第3回サミットでは、5市災害協定を締結しました。毎年、5市持ち回りで開催し、市長による各市の取組の紹介をはじめ、市民団体等による意見交換(交流)、講演会などを実施しています。

TASKIサミットのテーマ

年度	開催市	テーマ
2020	飯田市	延期(新型コロナウイルスの為)
2021	飯田市 (オンライン開催)	「TASKI地域循環共生圏時代へ ～私たちは地域循環共生圏をどう実現していくか～」
2022	安城市	「私たちのまちを「持続可能なまち」にするための SDGs」
2023	掛川市	「カーボンニュートラルに向けたまちづくり～自治体がすべきこと」
2024	多治見市	「循環型社会に向けてのまちづくり～市民とつくる豊かな暮らしを目指して～」

2) 春日井市との連携

春日井市と2017年4月10日に自治体間連携・協力に関する基本協定を締結したことを受け、地球温暖化対策を始めとする環境に関する共通課題の問題解決に向けて、情報共有、連携・協力を行っています。

両市の相互参加イベント

年度	春日井市の参加イベント	多治見市の参加イベント
2022	・たじみクールアースデー2022 ・環境フェア2023	・エコライフセミナー
2023	・たじみクールアースデー2023 ・環境フェア2024	・エコライフセミナー
2024	・たじみクールアースデー2024 ・環境フェア2025	・2024かすがい環境フェス

(3) 環境基本計画の進捗管理

環境基本計画に掲げる各事業の実施内容について、3者協議会を4回開催し、環境基本計画の進捗管理について議論し、前年度事業の評価を行いました(10頁参照)。

■進捗管理については [資料編3ページへ](#)

(4) 地域循環共生圏形成に向けた支援

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然環境等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限発揮されることを目指すものです(環境省ウェブサイト引用)。

地域循環共生圏形成に向けた支援内容

年度	実施内容
2021	市内の事業者が進めるソーラーカーポートや超小型BEF等、市の資源となる事業へ協力
2023	NPO法人岐阜環境カウンセラー協議会主催の地域循環共生圏入門シンポジウムに参加
2024	環境フェア2025において、NPO法人岐阜環境カウンセラー協議会によるセミナーを実施

(5)環境に関する職員研修の実施

1)新人職員研修

環境に関する職員研修を実施することで、職員の環境配慮行動への意識向上を図っています。

2023年度は、新人職員研修において、内部講師による多治見市の環境施策の講義を受けるとともに、ごみ収集研修を三の倉センターで行いました。また、岐阜県立森林文化アカデミー及び市民ボランティアとの協働により、貴重動植物保護・保全学習会として、市内の貴重植物の生態学習、保護作業体験を2回実施し、新人職員が参加しました。

さらに、2024年度からリサイクルステーション立ち番研修に代えて、職員による市内6駅での周辺清掃を実施し、職員の環境意識の高揚と市民との交流を図りました。

2)環境マネージャー会議

2001年2月から2011年3月までにおけるISO14001による環境マネジメントシステム(EMS)の運用、その後2019年3月までにおける本市独自の環境マネジメントシステム(EMS)の運用により、本市が行う事務事業に対する具体的な環境配慮の担保を図ってきました。

職員の環境への意識向上に一定の成果が得られた現在は、毎年、各部署に環境マネージャーを配置し、環境マネージャー会議において、公共事業に係る環境配慮手順書をはじめ、エコオフィス手順書、ごみ出し手順書、グリーン購入手順書の各種手順書の周知、確認を行うことで、引き続き環境マネジメントの推進を図っています。

第2節 地球環境の保全

1. 地球温暖化対策の推進（多治見市環境基本計画の取組内容 No.13～18）

(1) 環境に配慮した暮らし方の普及

1) エコカレンダー

生活と地球温暖化の関わりを実感し、地球温暖化対策に配慮したライフスタイルを心がけてもらおうと、市民、事業者、教育関係者の方から意見をいただきながら、2011年度から環境家計簿付エコカレンダーを作成、配布しています。

毎年4,000部を作成し、地区事務所、市役所窓口での配付のほか、市内小学校の新6年生全員に配布しています。



2024 年度版多治見市エコカレンダー

(2) 環境に配慮した市役所の率先行動の推進

1) 多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

2006年3月に「多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、省エネルギー・省資源の取組を推進しています。

2024年度は、2016年度に策定した「多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第3期」の最終年度にあたり、同計画に掲げた削減目標値を達成しました。

2025年度以後は、2024年度に策定した「多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第4期」に基づき、引き続き環境に配慮した事務事業を推進していきます。

2024年度の市有施設の温室効果ガス排出量

施設	温室効果ガス 排出量(kg-CO ₂)	基準年度 (2016年度)比
庁舎施設	773,011	86.31%
教育施設	1,894,827	98.22%
調理施設	797,239	89.79%
子育て支援施設	418,622	101.41%
廃棄物処理施設	12,104,467	81.48%
水処理施設	5,019,850	95.40%
水道施設	298,908	67.16%
医療施設	2,385,241	92.32%
消防施設	262,709	85.14%
火葬施設	336,112	81.77%
その他の施設	2,201,562	81.38%
合計	26,492,548	86.30%

★用語解説:「温室効果ガス」

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込めることで世界の気温を一定に保つ効果があります。大気には温室のビニールやガラスと同じような効果があり、暖められた地球表面の熱が全て宇宙に放出されると地球は-18℃ととても寒くなります。しかし、産業革命以降、これら温室効果ガスの濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速したことが問題視されています。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O=一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類が排出量削減対象となっています。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進



注1: 新エネに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する1,000kW以下のものに限る。

図 新エネルギーの分類 (平成20年1月の新エネ法施行令改正を反映したもの)

(出典: NEDO 技術開発機構 新エネルギーガイドブック 2008)

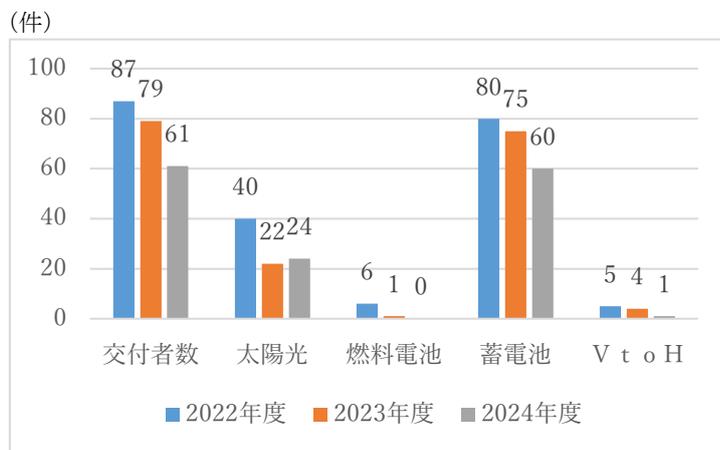
エネルギーの分類

1) 市民への新エネルギー導入促進

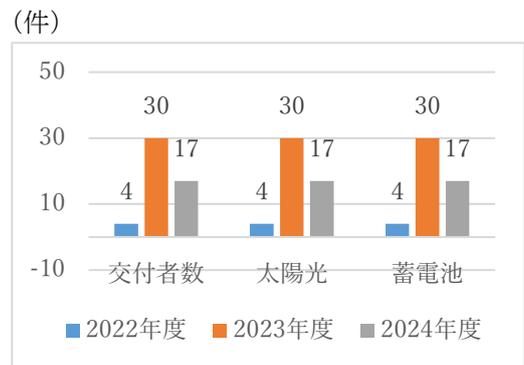
2010年度から住宅用新エネルギーシステム設置に対し補助制度を設けています。2018年度に創・蓄エネルギー併せての導入促進を目的として、太陽光発電設備単体での補助を廃止し、補助対象機器に新たにVtoH(自動車充電設備)を追加しました。

2022年度からは岐阜県からの補助金を財源とする太陽光発電設備等設置補助制度を開始し、固定買取制度(FIT)を利用しない太陽光発電設備と蓄電池の設置に対する補助を行っています。

災害時等の住宅エネルギー自給自足の必要性の高まりを受け、設置補助メニューの見直しを随時行うなど、新エネルギー機器の導入を引き続き促進していきます。



新エネルギーシステム設置補助の推移



太陽光発電設備等設置補助の推移

2) 市有施設への新エネルギー導入状況

2001年度から公共施設への新エネルギー導入を進めてきましたが、「多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例」を2013年7月に制定し、さらなる新エネルギーの普及促進に努めています。今後も積極的に市有施設に太陽光発電等の新エネルギー機器を設置していきます。

2024年度は、脇之島送水ポンプ場に太陽光発電設備を設置しました。

市有施設への新エネルギー導入設備一覧

設備名称	施設名称	出力等	設置年度	設備名称	施設名称	出力等	設置年度
太陽光発電 (1kW以上)	多治見中学校	40 kW	2001	太陽熱利用	池田保育園	—	2003
	滝呂小学校	40 kW	2005		滝呂小学校	—	2005
	多治見駅南北 連絡自由通路	30 kW	2009	小水力利用	池田下水処理場	3.7 kW	2014
	根本交流センター	10 kW	2012		虎溪山配水池	22.3 kW	2015
	笠原中央公民館	10 kW	2012	風力発電	南姫小学校	0.4 kW	2006
	池田小学校	30 kW	2012	廃棄物発電	三の倉センター	2,050 kW	2003
	三の倉センター	129 kW	2013	BDF製造	堆肥化センター	最大 100L/日	2005
	大畑センター	220 kW	2014				
	駅北庁舎	10 kW	2014				
	池田下水処理場	30 kW	2014				
	昭和小学校体育館	10 kW	2015				
	虎溪山配水池	50 kW	2015				
	星ヶ台保育園	50 kW	2015				
	火葬場	5 kW	2015				
	小泉公民館	10 kW	2015				
	北栄小学校	10 kW	2016				
	養正小学校	20 kW	2017				
	市之倉小学校	10 kW	2018				
	精華小学校付属 愛児幼稚園	5 kW	2018				
	共栄小学校	10 kW	2019				
	小泉小学校	10 kW	2021				
	総合体育館	31.5 kW	2022				
	脇之島送水ポンプ場	30 kW	2024				



総合体育館の太陽光発電設備

3) BDF(バイオディーゼル燃料)の製造

本市の堆肥化センターでは、堆肥化に加えて、家庭や給食施設から回収した廃食油を利用し、BDF (Bio Diesel Fuel: バイオディーゼル燃料)を製造しています。BDFは、菜種油やひまわり油、大豆油、コーン油などの廃植物性食用油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、地球温暖化対策としても注目されています。堆肥化センターで製造したBDFは、ごみ収集車の燃料として使用しています。

廃食油の回収量とBDF(バイオディーゼル燃料)の製造量

年度	2020	2021	2022	2023	2024
回収した廃食油(L)	41,995	38,660	33,200	33,675	30,535
製造したBDF(L)	2,139	965	829	558	744

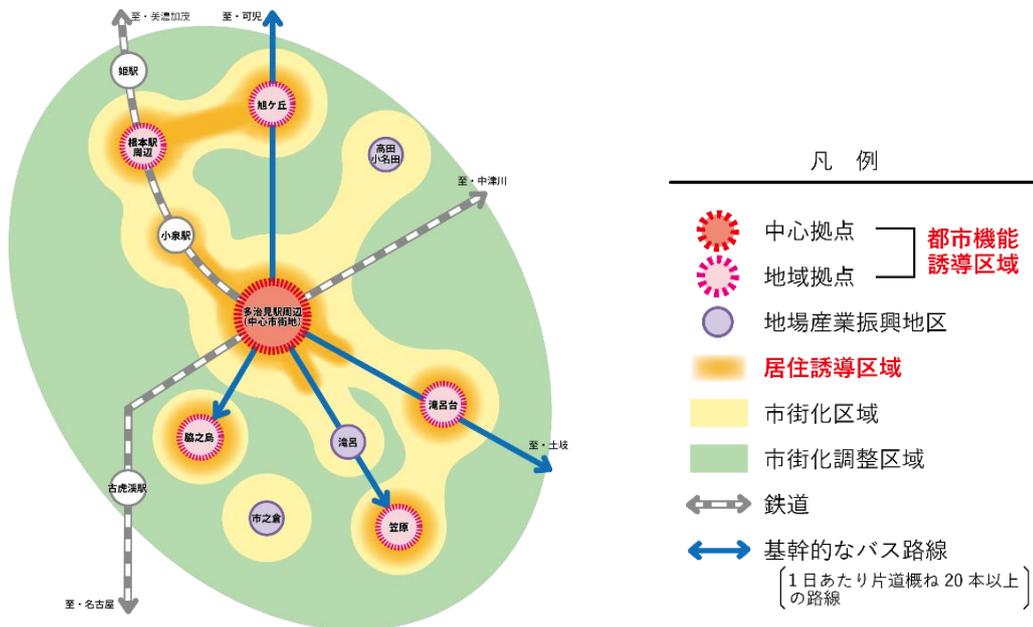
(4) ネットワーク型コンパクトシティの形成

1) 人にやさしく、活力を生み出す「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現

我が国の地方都市では、急激な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、持続可能な都市構造への転換が求められています。

本市においても、将来の更なる人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを進めていくため、2018年度に「多治見市立地適正化計画」を策定し、2023年度に見直しを行いました。本計画では、本市の都市構造上の課題を整理し、居住や都市機能の立地適正化に向けたまちづくりの方針を定めています。

また、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けて、①中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導、②拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導、③中心拠点と地域拠点をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークを維持、構築するため、誘導施策に取り組んでいます。



多治見市立地適正計画における都市の骨格構造

(5) 環境に優しい交通システムの構築

1) 自家用車に頼らなくても移動できる公共交通体系づくり

2024年度は「多治見市地域公共交通計画」を改訂し、自動車から公共交通や低炭素型交通手段へ交通行動の転換を促すための施策を実施しています。

公共交通機関の利用を促進するため、2024年10月1日から高齢者公共交通機関利用促進助成事業（バスチケット65）を開始しました。市内在住の65歳以上の市民を対象に年間6,000円（100円券×60枚）を配付しました。多治見市内を運行する路線バス（東鉄バス）、ききょうバス中心市街地線（坂上・前山・宝町ルート、オリベ観光ルート）、自主運行バス諏訪線、デマンド型バス（たじみよぶくるバス、ここけいバス）で平日は1乗車につき1枚、休日は1乗車につき2枚使用可能です。また、2025年9月1日からはききょうバスで使用できるデジタル回数券を導入し、市民の利便性を向上させる取組も行っています。

さらに公共交通では、2025年10月には、より多くの市民の方々に公共交通機関を使っていただくようききょうバス中心市街地線のルート及びダイヤの変更を行いました。また、地域内交通として、「多治見市地域あいのりタクシー運行支援補助金」の制度を運用し、2024年度は市内16団体に補助金を交付しました。

(6) 市有物件の省エネ化の推進

市有物件の省エネ化の推進のため、公園や道路照明のLED化を実施しています。

LED化の進捗状況

年度	2021	2022	2023
LED化(基)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明: 1,466 ・児童遊園: 60、 ・緑地: 27 ・公園: 14 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園: 498 	<ul style="list-style-type: none"> ・笠原運動公園ナイター照明: 52 ・旭ヶ丘運動公園ナイター照明: 60

※学校施設は継続的に計画実施

2. 夏の暑さ対策の推進（多治見市環境基本計画の取組内容 No.19～22）

(1) 高気温対策の研究

本市は、2007年8月16日に国内最高気温40.9℃を記録したことから、「日本一暑いまち」として全国的に名を知られることとなりました。国内最高気温を記録する数年前から夏場の日最高気温を記録するまちとしてニュースで取り上げられることが多かったことから、「多治見は本当に暑いのか」を検証することを発端に、2002年から市民団体「多治見気象の会(旧:多治見の気温をはかる会)」による全市的な気温調査が行われています。

また、2010年に筑波大学と市が共同で実施した気温調査では、都市化による日最低気温への影響が考察されましたが、日最高気温の形成については、諸説が考えられ、断定は困難という結果でした。

(2) 暑さに起因する諸問題についての情報提供

1) 熱中症予防への取組

ホームページや緊急メール、熱中症予防広報等を通じて熱中症予防啓発を行うほか、「熱中症0、火災0プロジェクト」として、多治見駅周辺にて、リーフレットと啓発品を配布し、熱中症及び火災予防を広く呼びかけました。

また、一般社団法人日本気象協会が推進する「熱中症ゼロへ」プロジェクトに参加し、熱中症対策物品を配布するなどして熱中症対策を呼びかけました。



「熱中症ゼロへ」プロジェクト提供物品

2) たじみクールアースデー

2007年に当時の国内最高気温を記録した8月16日「たじみクールアースデー」とし、今すぐできる暑さ対策や温暖化対策を「やってみる」ことで、多治見を涼しくし、地球温暖化をはじめとした環境問題について考えるきっかけづくりをしています。

毎年、「うながっぱの打ち水大作戦」と題した市民参加型の打ち水イベントを開催しています。



たじみクールアースデー2024の様子

(3) 暑さを緩和するための環境整備

1) 虎渓用水活用事業

虎渓用水は1902年9月に竣工し、土岐川から取水し、市内の水田に供給していた農業用水です。現在はかつての水田の多くが住宅地等になり、農業用水としての利用はなく、地下水路となっています。本市では、この虎渓用水を復元し、水辺の創出による暑さ対策につなげようとする取組を進め、2016年7月1日から虎渓用水広場の利用を開始しています。

訪れる人々に涼しい気分を感じてもらえるように、公園内に噴水やミストを設置しています。



虎渓用水広場

2) 地元企業等との連携

高気温対策の一環としてクールアイランドタイルやクールアイランド舗装などのクールアイランド製品の普及に努めています。産学官が協同して開発したクールアイランド製品は、夏の直射日光の下では60℃になる路面温度が45℃程度に抑えられる効果があり、駅北庁舎や池田小学校、市民病院、土岐川観察館等の市有施設に施工されています。

2018年度には長瀬町のNGKセラミックデバイス株式会社多治見工場の敷地内に約40㎡のクールアイランド舗装が導入されるなど、地元企業にも協力いただいています。

2019年度から開始した多治見市中心市街地ドライ型ミスト発生器設置補助金制度を活用し、クリスタルプラザ多治見と株式会社善都*においてドライ型ミストを設置していただきました。 ※2023年度まで



NGK セラミックデバイス株式会社



クリスタルプラザ多治見

3) ミストの設置

2015年度には、市立保育園・幼稚園16園、市立小・中学校21校に可搬式ミスト発生器を配備し、夏の暑さ対策及び熱中症予防に活用しています。また、夏期休暇中には夏祭り等の地域イベント、公共施設での行事等に活用し、住民・来訪者への熱中症予防に活用しています。

駅周辺では、ドライ型ミストを駅南駅前広場に1基、駅北周辺に2基設置し、市民や来訪者への暑さ対策として7月～9月に稼働しています。



駅南ミスト設置状況



駅北ミスト設置状況

(4) 三者連携による暑さ対策の推進

1) ゴーヤのカーテン

省エネ対策及び地球温暖化対策としても期待される緑のカーテンの普及を目指し、本市では市有施設でのゴーヤ栽培や、市民向けにゴーヤの苗の配布を行っています。このゴーヤの苗は、市内の老人会「悠光クラブ北丘会」に播種、育苗、出荷を委託しており、地域の人財活用にもつながっています。



市役所本庁でのゴーヤ苗配布の様子

ゴーヤ苗の配布数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
市民向け配布数(ポット)	約 3,900	約 4,200	約 3,900	約 4,100	約 4,400
公共施設向け配布数(ポット)	約 1,080	約 800	約 700	約 700	約 1,000

2) 暑さ対策協定

2018年6月28日に株式会社伊藤園、多治見まちづくり株式会社及び多治見市の3者で「暑さ対策及び災害時における協力・支援に関する協定」を締結しました。この協定では暑さ対策イベントでの協力や災害時の飲料水確保についての協力体制を定めています。

2024年度は、たじみクールアースデー、ゴーヤ苗の配布イベント、うながっばうちわの配布、総合防災訓練等において、株式会社伊藤園から提供された「健康ミネラルむぎ茶」を参加者に配布しました。



健康ミネラルむぎ茶オリジナルパッケージ

3) 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)

2024年度に熱中症予防のため、市内の施設をクーリングシェルターに指定しました(2025年6月末時点60箇所)。原則「熱中症特別警戒アラート」★が発令された際などに、冷房の効いた空間を、暑さをしのぐ場所として一般に開放します。

公民館等の市有施設だけでなく、民間事業者との協力体制により、店舗等の共用部分も、クーリングシェルターに指定しています。

クーリングシェルターに指定した施設には、のぼり旗を設置しています。



■クーリングシェルター指定施設一覧(市ウェブサイト)

★用語解説:「熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート」

熱中症特別警戒アラートは、都道府県内において暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)の予測値が35に達する場合等に発表されます。広域的に過去に例のない危険な暑さであり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。自分の身を守るだけでなく、家族や周囲の人の命を守る行動をとってください。

熱中症警戒アラートは、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における翌日または当日のWBGTの予測値が33に達する場合に発表されます。外出を控える、エアコンを使用するなどの熱中症の予防行動を積極的にとってください。

3. 水資源の有効利用 (多治見市環境基本計画の取組内容 No.23)

(1) 保水機能の確保と水の有効活用

1) 公共施設における雨水貯留施設

歩道等の透水性舗装や、市庁舎や学校など公共施設への雨水貯留施設設置を進めています。

雨水貯留施設設置の市内公共施設の設置箇所は62箇所89基です。



消防本部の雨水貯留タンク

2) 家庭における雨水貯留設備

一般家庭での雨水貯留施設設置に対する補助制度を設け、雨水の一時的な貯留や水の有効利用の普及を促進しています。

雨水貯留施設設置への補助件数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
補助件数(件)	7	7	11	4	4
累計(件)*	420	427	438	442	446

※補助制度開始の2012年度からの累計

第3節 自然環境の保全

1. 森林の保全（多治見市環境基本計画の取組内容 No.24～26）

本市の森林面積は4,408haで、市域の50%近くを占めていますが、緩やかに減少しています。そのうち約70%は私有林であり、森林面積が小さい所有者が多いことが分っています。また、シデコブシやハナノキなど、世界でも東海地方の一部地域しか生育しない希少な植物が市内各所に自生しています。



(左)本市のシデコブシ
(右)本市のハナノキ

森林面積の推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024
森林面積(ha)	4,448	4,408	4,408	4,408	4,408

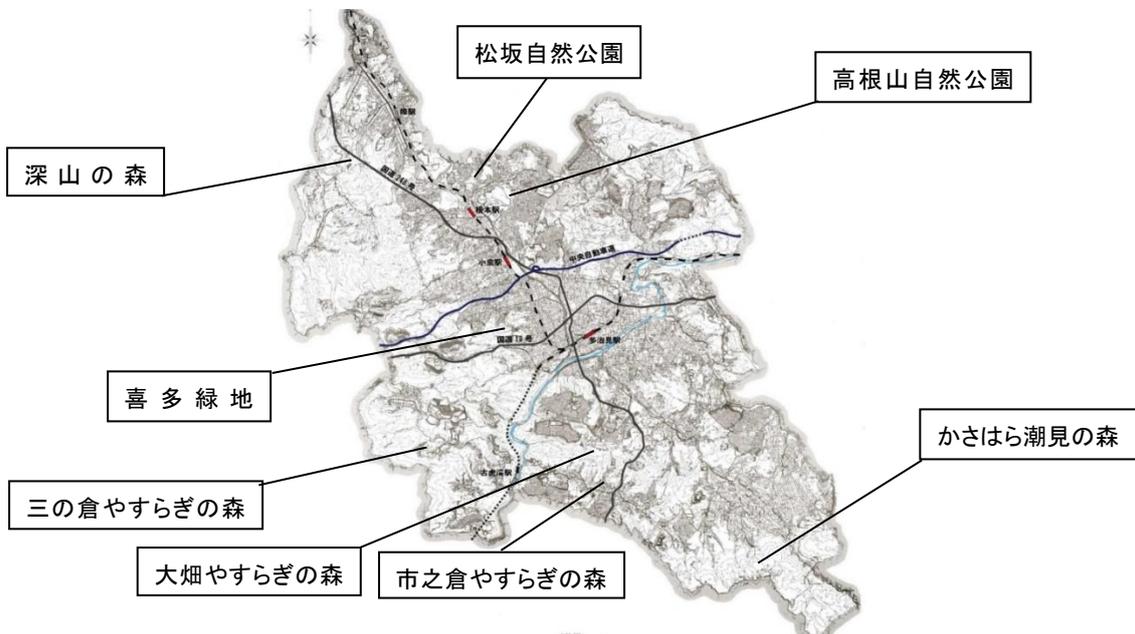
(1) 身近な里山の保全、整備・活用

1) 自然公園等

本市には自然に親しめる自然公園や都市公園があります。

本市の自然公園等

公園名	所在地	面積(ha)	公園名	所在地	面積(ha)
高根山自然公園	高根町 4-6-10 他	9.24	三の倉やすらぎの森	三の倉町 縄手 148	0.33
深山の森	大藪町 迫間洞 1983-2 他	9.60	かさはら潮見の森	笠原町 3434-1	31.2
市之倉やすらぎの森	市之倉町 10-380-1 他	0.45	大畑やすらぎの森	大畑町 大洞 48-1	0.38
松坂自然公園	松坂町 1-44-1	0.94	喜多緑地	喜多町 9-7-2 他	29.20



2)保安林

本市には3種類の保安林★があり、2023年度現在、市域の約17%にあたる1,562haが保安林として指定されています。

本市の保安林

保安林の種類	保安林の役割	面積(ha)
土砂流出防備保安林	樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。	1,498
土砂崩壊防備保安林	山崩れを防ぎ、住宅、農地、道路などを守ります。	30
保健保安林	森林レクリエーション活動の場として、生活にゆとりを提供します。また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ります。	125

※兼種保安林(2種類以上に指定されている保安林)があるため、合計値が1,562haに一致しない。

(出典:2022年度岐阜県森林・林業統計書)

★用語解説:「保安林」

森林は、木材を供給するだけでなく、災害を防ぎ、人の心に安らぎや潤いを与えるなど重要な働きを担っています。こうした森林の中で、特に重要な役割を果たしている森林を、森林法に基づき保安林として指定しています。保安林は、その機能別に17種に分類されており、保安林に指定された森林は、その区域内での立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

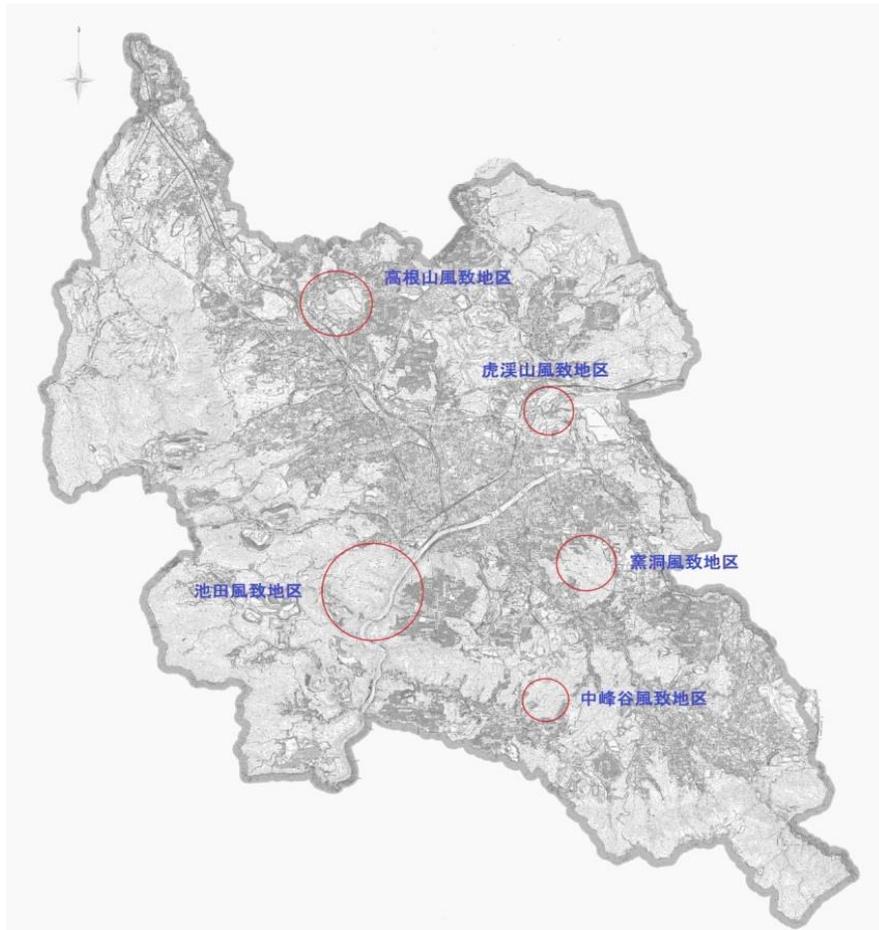
3)風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持するため都市計画法に基づき定められる地域地区をいい、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を「都市の風致」といいます。

本市では、岐阜県風致地区条例、多治見市風致地区条例に基づき、建築物の建築等に対する規制を行うことにより、地区内の自然的環境の維持保全を図る土地利用を誘導しています。

多治見市内の風致地区の指定状況

風致地区名称	面積(ha)	指定年月日
虎溪山風致地区	48.6	1983.03.31(2013.03.29 変更)
窯洞風致地区	18.6	1983.03.31(2004.05.18 変更)
高根山風致地区	14.1	1983.03.31(2004.05.18 変更)
中峰谷風致地区	1.6	2007.11.01
池田風致地区	27	2015.12.10



本市の風致地区

4) 森づくり活動

国土交通省多治見砂防国道事務所が進める土岐川流域グリーンベルト構想*に基づき、市民と行政(市、国)が協働しながら7つの樹林地の保全、整備、維持管理等の活動を行っています。

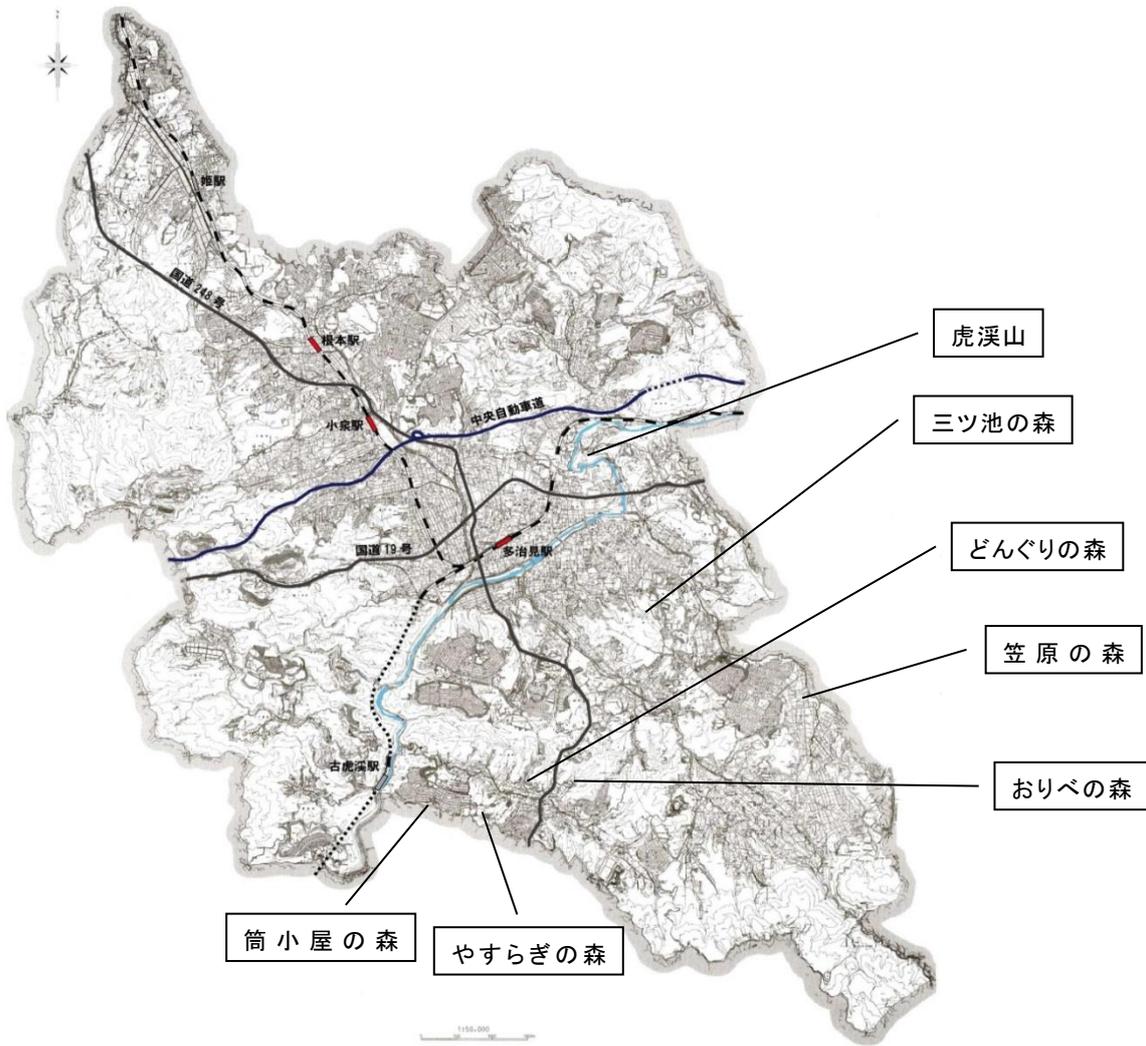
また、シデコブシ、ハナノキなどの貴重植物自生地を目的として、市民活動と連携した里山整備や調査を実施するほか、市民の里山整備ボランティアへの材料支援等も行っています。

グリーンベルト構想に基づく7つの森づくり

森の名前	所在地	活動団体名
どんぐりの森	市之倉町地内	市之倉森づくり合同部会 どんぐりの森部会
おりべの森		市之倉森づくり合同部会 おりべの森部会
やすらぎの森		市之倉森づくり合同部会 やすらぎの森部会
筒小屋の森		市之倉森づくり合同部会 筒小屋の森部会
笠原の森	笠原町地内	笠原中学校・奉賛会
虎渓山	虎渓山町地内	桜再生協議会
三ツ池の森	星ヶ台地内	「三ツ池の森」整備の会

★用語解説:「土岐川流域グリーンベルト構想」

土岐川流域グリーンベルト構想は、はげ山から再生したまちをとりまく丘陵を、より安全で豊かな都市山麓につくりあげていくことを目標に①山麓斜面を樹林地とし、土砂災害を防止する、②土砂災害の恐れのある地域に対し、適正な土地利用に誘導する、③防災機能が高く、種の多様性に富む樹林地を保全・創出する、④生活に憩いをもたらす自然景観を保全する、⑤身近な自然体験(環境学習や森林レクリエーション)の場を提供する、という5つの基本方針を掲げています。



グリーンベルト構想に基づく7つの森(場所)

(1) 市民参加による緑化推進

保存樹、保護地区の現地確認及び技術支援、管理者への謝礼の交付を行い、市民参加による緑化推進を行っています。

(2) 森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みです。本市においても、森林資源の適切な管理のため、林地台帳の整備や、森林所有者を対象に経営管理に関する意向調査を実施しています。

森林経営管理の実施内容

年度	実施内容
2022	・森林経営管理制度に伴う意向調査及び全体計画の作成
2023	・多治見市林地台帳地図の整備 ・森林経営管理制度に伴う森林意向調査の実施
2024	・多治見市林地台帳地図の整備 ・森林経営管理制度に伴う森林意向調査の実施 ・森林境界明確化・施業地測量調査の実施

2. 身近な自然環境の保全と創出（多治見市環境基本計画の取組内容 No.27～29）

(1) 緑のボリュームアップ作戦、民有地緑化の推進

中心市街地及び市街地近郊の斜面緑地への公共用地植栽事業と、郊外公共施設への植栽事業を実施しています。

民有地緑地化の推進

年度	2020	2021※	2022	2023	2024
公共用地植栽事業(箇所)	2	1	4	16	13
植栽事業(箇所)	4	1	10	4	0

※2021年度から市街地緑化助成区域に居住誘導区域(多治見市立地適正化計画)を追加。

(2) 水辺環境や里山環境の保全

1) ため池や湿地等の生態系調査等

ため池や湿地等があり、多くの生物に貴重な生息及び生育環境を提供しています。特に湿地は生物多様性保全上重要な生態系とされています。

毎年、文化財保護センターは市民参加による北小木川のホタル調査を行っています。

今後は市民団体とも連携を図り、適切な維持・管理のために他の生態系の調査等もしていきます。

(3) 農地の維持

1) 多面的機能支払いによる維持・管理

農業は、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を有しています。本市では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」を定め、農業の維持・管理していきます。

3. 野生動植物の保全（多治見市環境基本計画の取組内容 No.30～32）

地域の希少動植物のほか、身近な動植物に関する情報を広く発信することで、動植物を保全する意識を高める取組をしています。

[野生生物の現況については 資料編7ページへ](#)

(1) 動植物の生育・生息地の保全と情報提供

1) 天然記念物

本市には文化財保護法に基づき、県または市の天然記念物に指定されている動植物が11件あります。

県・市の天然記念物に指定されている動植物（◆県指定文化財 ●市指定文化財）

名称	所在地	
◆甘原のカキ	甘原町水口	個人所有
●永保寺のイチヨウ	虎溪山町	永保寺
●虎溪山自然林	虎溪山町	永保寺
●永泉寺のイチヨウ	池田町	永泉寺
●虎溪山シデコブシ群生地	虎溪山町	永保寺
●高田のケヤキ	高田町	個人所有

樹種	所在地	
●平野のケヤキ	平野町	個人所有
●北小木のホタル	北小木町	—
●大藪のシダレザクラ	大藪町山下	大藪神明神社
●高社のサクライソウ自生地	非公表	—
●北小木のヤマモモ	北小木町	個人所有

2)市の保存樹

緑の育成及び保護に関する条例に基づき、歴史のある樹や珍しい樹など36件が保存樹に指定されています。

市の保存樹一覧

指定番号	樹種	所在地	
1	ツブラジイ	大藪町山下	神明神社境内
3	ケヤキ	高田町	高田神社境内
5	ツバキ	根本町	元昌寺境内
6	スギ	東栄町	白山神社境内
7	アベマキ	東栄町	白山神社境内
9	サザンカ	小泉町	個人所有地
10	タラヨウ	大原町	普賢寺境内
13	ヒイラギ	大原町	個人所有地
15	ツクバネガシ	小田町	本土神社境内
16	エノキ	田代町	個人所有地
17	ヒノキ	廿原町中之洞	神明神社境内
20	イチヨウ	諏訪町北ノ洞	児童遊園地地内
24	クスノキ	御幸町	明治天皇行在所蹟
25	クロガネモチ	御幸町	明治天皇行在所蹟
26	ナギノキ	御幸町	明治天皇行在所蹟
27	ムクノキ	平野町	個人所有地
28	キンモクセイ	美坂町	県道沿い
30	イチヨウ	平和町	二福寺境内

指定番号	樹種	所在地	
31	ケヤキ	大畑町	北野神社境内
32	ヒトツバタゴ	滝呂町	個人所有地
35	シダレザクラ	市之倉町	熊野神社参道
36	ハナノキ	市之倉町	個人所有地
38	ギンモクセイ	根本町	個人所有地
40	ヒメコマツ	北小木町	個人所有地
45	エドヒガン	白山町	安養寺境内
46	タラヨウ	白山町	安養寺境内
48	イチヨウ	坂上町	個人所有地
50	ナツメ	市之倉町	個人所有地
51	タマミズキ	月見町	池田稲荷神社・奥の院
52	シャシャンボ	笠原町	陶ヶ丘公園
53	クスノキ	笠原町	神戸公民館
54	シンジュ	笠原町	笠原中央公民館
56	スギ	笠原町	方月山中
64	エノキ	大畑町	TYK工場内
65	ヤブツバキ	大畑町	TYK工場内

※欠番は、枯れたり伐採されたりして指定解除されたもの



本市の保存樹・指定番号第3号ケヤキ



本市の保存樹・指定番号第6号スギ

3) 市の保護地区

緑の育成及び保護に関する条例に基づき、保護すべき特徴的な一団の緑14か所が保護地区に指定されています。

市の保護地区一覧

指定番号	樹種	所在地	
1	大日如来の社叢	大日町	大日如来
2	シイの森	池田町	神明神社
3	鎮守の森	上町	神明公園
5	イチヨウ並木	坂上町	多治見高校庭
6	ナツツバキの森	東町	塩之権現
7	サクラの森	平和町	宗吾郎桜
8	ナツツバキ	東栄町	個人所有地
9	ソメイヨシノ	上山町	個人所有地
10	ケヤキ	市之倉町	個人所有地
11	シデコブシ	大沢町	山林会所有地
12	シデコブシ	諏訪町天ヶ峰	個人所有地
13	雑木林	小名田町	個人所有地
14	コバノミツバツツジ	笠原町	森下公園
15	ショウジョウバカマ	笠原町	方月山中

※欠番は、枯れたり伐採されたりして指定解除されたもの

4) 鳥獣保護区

県指定の鳥獣保護区★が5か所(虎溪山、池田、かさはら潮見の森、喜多緑地、東町)、特別鳥獣保護区が1か所(虎溪山)あります。「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づいて、鳥獣の保護や生活環境の保全をしていきます。

★用語解説:「鳥獣保護区」

鳥獣保護区とは、野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づき、国や県が指定する区域です。

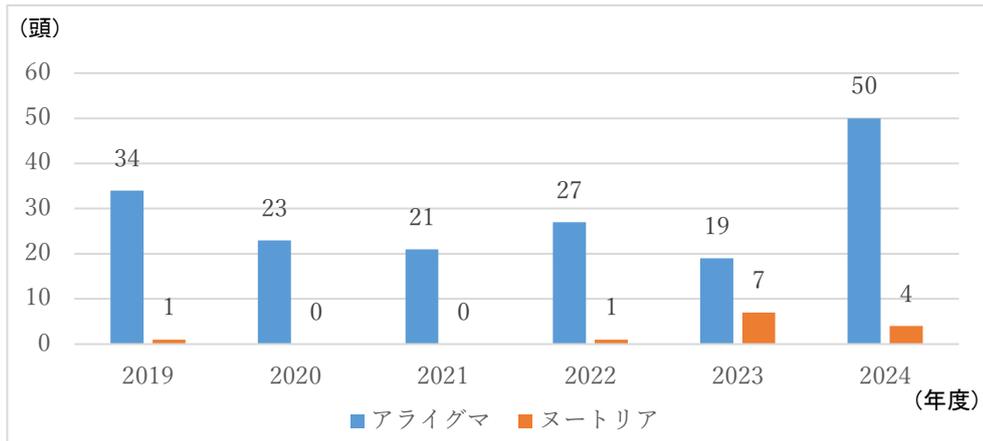
具体的には、多くの鳥獣が棲む森林や大型の鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、市街地やその近くで鳥獣が生息するのに適している区域などのうち、重要な区域が指定されます。鳥獣保護区に指定された区域では、鳥や野生動物を狩猟(捕獲や殺傷)することが禁止されます。

(2) 特定外来生物の防除

1) 外来生物の状況

外来生物とは、もともとその地域に存在しなかった生物で、人間の活動によって他地域から入ってきた生物のことをいいます。外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物は「特定外来生物」に指定され、その飼育や栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが法律によって厳しく規制されています。

2011年3月に特定外来生物であるアライグマとヌートリアの防除実施計画を策定し、捕獲や個体運搬のための「外来生物法に基づく防除の確認」を環境省から受け、市民への箱わな貸出などにより個体数の増加抑制に取り組んでいます。



特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の防除実績

(3) 身近な生き物の生息地の保全

1) ビオトープの整備

本市では、失われつつある水辺環境を守り、子どもからおとなまで水辺で憩い安らげるような体験型のまちづくりを目指して、地域や学校にビオトープ★を整備してきました。多様な動植物が生息するビオトープは、生き物にとって大切な生息地であるとともに、地域住民にとっては生き物との出会いの場・安らぎの場となることも重要な役割です。

2023年度時点では、「メダカの学校構想★」に基づいて市内に11か所のビオトープが整備されており、地域のビオトープは地域住民が中心となって維持修繕をしています。

これらのビオトープの特徴の一つが、多治見市内に生息している野生メダカを、土岐川観察館の協力のもと「多治見メダカ」として管理していることです。地元産のメダカ生息地が増えると同時に、住民が地元の自然環境に関心や愛着をもつ役割を果たしています。



2024年度市内ビオトープ修繕の様子

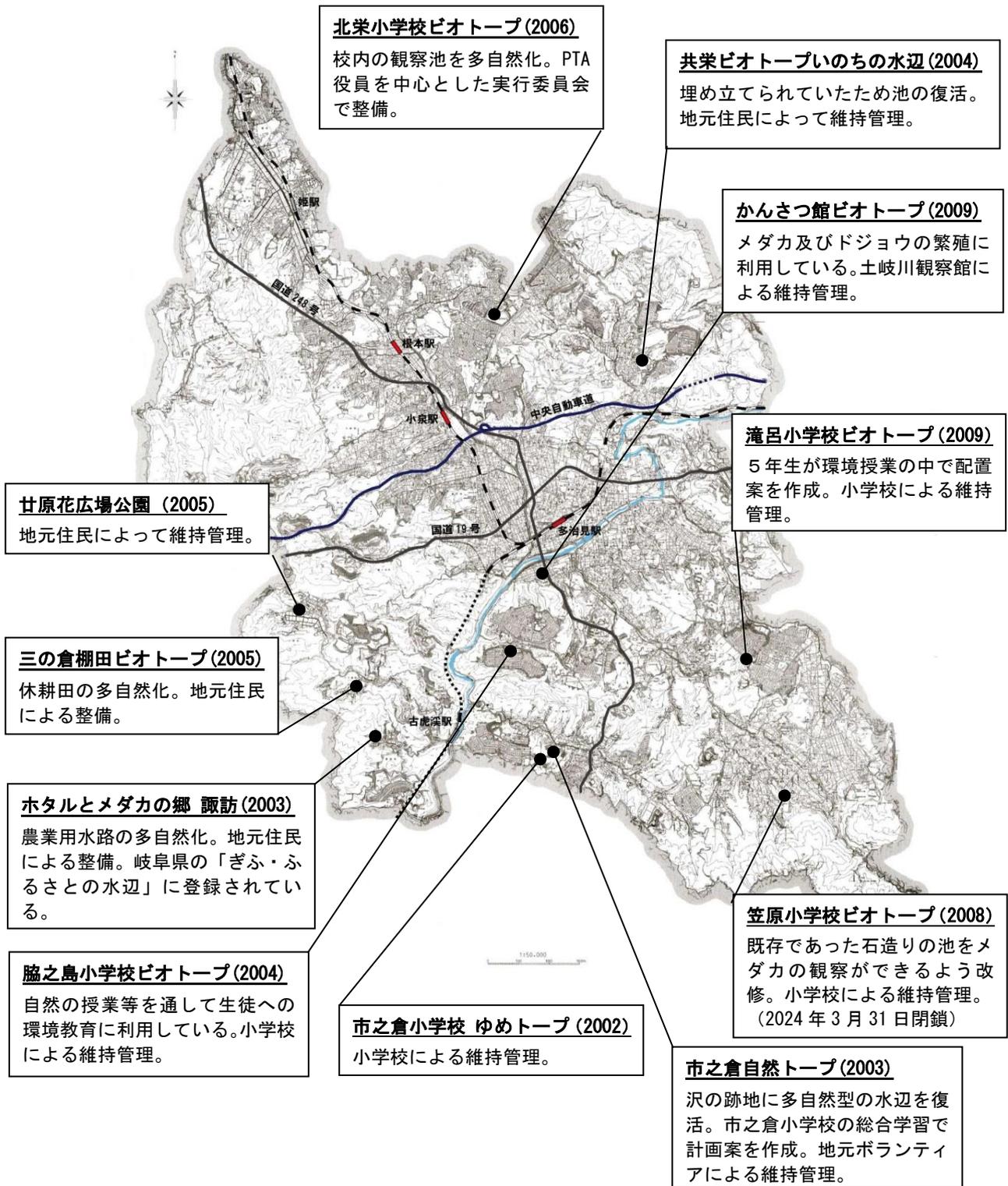
★用語解説:「ビオトープ」

ビオトープとは、ドイツ語の生命(Bio)の場所(Top)という意味の造語です。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉ですが、特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もあります。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林等の身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されています。

★用語解説:「メダカの学校構想」

メダカの学校構想とは、1999年度多治見市政策課題研究で生まれた、賑わいとやすらぎの創出、自然とのふれあい、人と人とのふれあいをテーマに、身近な水辺の創出をはかるものです。市民参加によるビオトープづくりや水辺の散策、イベント等を開催し、市民との時間の共有を大切にし、互いのいいところを尊重し合いながら能力を向上させていくことを目指しています。

※()内は整備された年度



メダカの学校構想に基づくビオトープ整備の状況

第4節 物質の循環の保全

循環型社会を実現するために、循環型社会形成推進法の公布に先駆けて、1999年度に循環型社会システム構想を策定しました。この構想では、最終的に燃やしたり埋め立てたりするごみを極限まで減らし、残りを徹底的にリサイクルし、その再生品を使用するシステムを構築することによる、脱焼却・脱埋立の循環型社会の実現を目標としていました。

2011年度に、「循環型システム構想」の中間検証および構想の見直しを、2016年度に最終検証を行い「循環型システム構想」の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて、継続して取り組んでいます。

[詳しくは第2部 多治見市の環境・廃棄物へ](#)

1. ごみの減量化（多治見市環境基本計画の取組内容 No.33～34）

(1) 家庭におけるごみの排出抑制

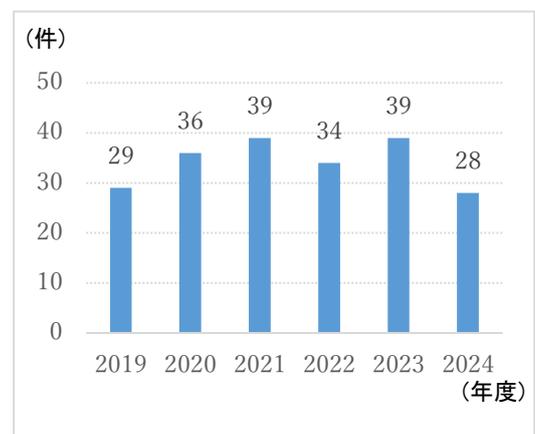
1) ごみの処理状況



家庭ごみの推移

2) 家庭用生ごみ処理機購入補助

ボカシ専用容器、コンポスト容器、電動式生ごみ処理機を購入する場合には補助金を交付し、生ごみの堆肥化を支援しています。



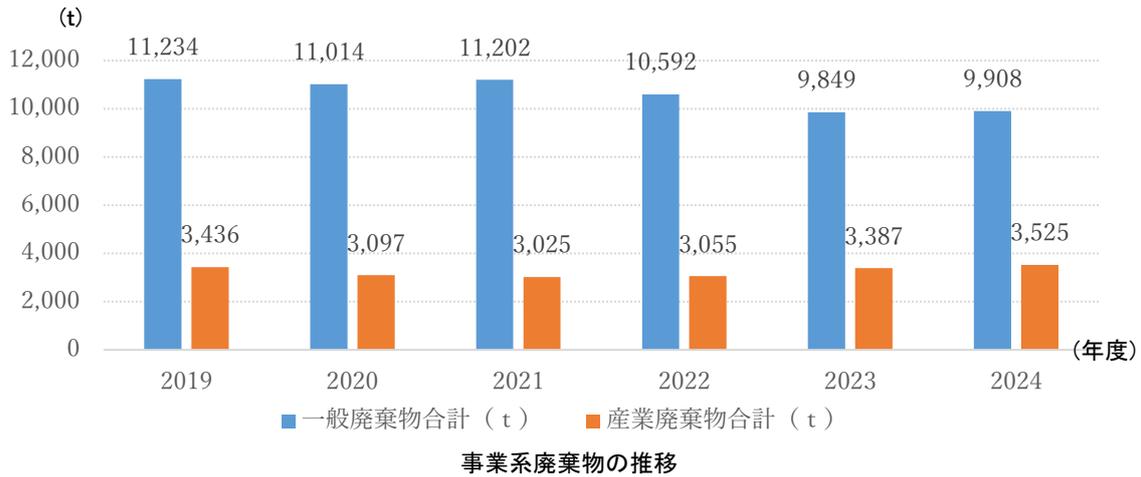
生ごみ処理機及び処理容器助成件数の推移

(2)事業所におけるごみの排出抑制

1)ごみの処理状況

事業者が排出するごみ(事業系ごみ)については、市による収集は行わず、ごみの排出者が処理場に直接持ち込むことを原則としています。

なお、産業廃棄物の場合は原則として市の処理場に持ち込むことはできません。しかし、本市では市内事業者の支援の観点から、1事業者当たり年間 50tを超えない範囲で、市の処理場への持ち込みを許可しています。



2)事業所への啓発の実施

廃棄物減量と適正処理の啓発パンフレットを処理承認書交付時に配布し、ごみ減量意識の啓発をしています。

2. リユース、リサイクルの促進 (多治見市環境基本計画の取組内容 No.35~36)

(1)資源ごみ等の分別の徹底

循環型社会実現に向けた第1段階として、2000年度から家庭ごみの23分別収集を開始しました。2012年4月から陶磁器食器の収集を開始し、「23分別+1区分」収集となっています。

2024年度の市民意識調査(2年に1度)では、回答者の77.5%が「ごみ出しのルールを知っている」と答えるなど、分別のルールが浸透しています。

(2)資源の有効活用

1)資源の収集状況

収集した資源は、市がリサイクル業者に売却していますが、品目や市況によっては、無償あるいは逆有償(市が料金を支払って引取りを依頼する)の場合もあります。

資源の収集状況

年度	2020	2021	2022	2023	2024
資源物(t)	1,816	1,535	1,421	1,239	1,399

2) 資源集団回収の促進

資源集団回収については、PTAや子ども会、その他多くの市民団体が行っています。また、資源回収意識の高揚を図ることを目的として、市から収集量に応じた奨励金を交付しています。

資源集団回収の推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024
団体数(団体)	52	50	50	52	48
実施回数(回)	288	327	330	375	389
収集量(t)	1,184	1,148	1,377	1,312	1,111
奨励金(千円)	5,920	5,738	6,886	6,560	5,558

3. 適正なごみの処理 (多治見市環境基本計画の取組内容 No.37~38)

(1) 廃棄物の適正処理

1) ごみの焼却

焼却炉から排出されるメタル(金属状のもの)やスラグ(砂状のもの)は建設資材等として再生され、飛灰のみを埋立処分しています。飛灰の重量は元のごみの6%程度です。また、焼却の余熱を利用して発電した電気で場内の電力のほとんどを賄っています。

焼却量の推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024
焼却量(t)	46,260	46,410	42,575	40,458	37,017

2) ごみの埋立

三の倉センターから出る焼却飛灰は、本市の諏訪町にある名古屋市所有の愛岐処分場に埋め立てていますが、この状況を解消し自己処理を行うため、大畑センター隣接地に焼却飛灰専用の管理型最終処分場を建設しました。2010年6月から供用を開始し、現在は2か所に分け焼却飛灰の埋立を行っています。管理型最終処分場の埋立容量は35,000m³あり、埋立期間は15年間で予定していますが、できるだけ長期にわたり使用できるよう引き続きごみの減量化に取り組んでいます。

埋立量の推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024
大畑センターの埋立量(t)	3,224	2,959	2,830	2,805	2,881
笠原クリーンセンターの埋立量(t)	52	96	194	57	164
合計	3,276	3,055	3,024	2,862	3,045

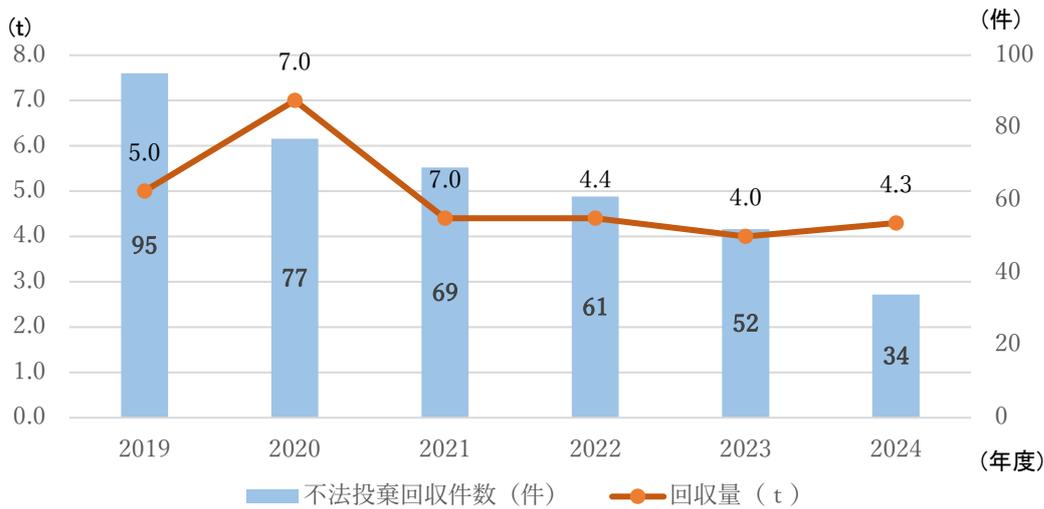
3) 有害ごみの処理

有害ごみとして回収している電池・蛍光管等については、県外の民間処分場において無害化処理後再生利用しています。

(2)不法投棄等対策の実施

1)廃棄物の不法投棄の状況

岐阜県との合同パトロール、委託業者による不法投棄監視・回収業務委託、不法投棄監視カメラの設置等を行っています。また、FM放送や広報紙でPRをするなど、不法投棄の防止と監視に取り組んでいます。違法者は後を絶ちません。

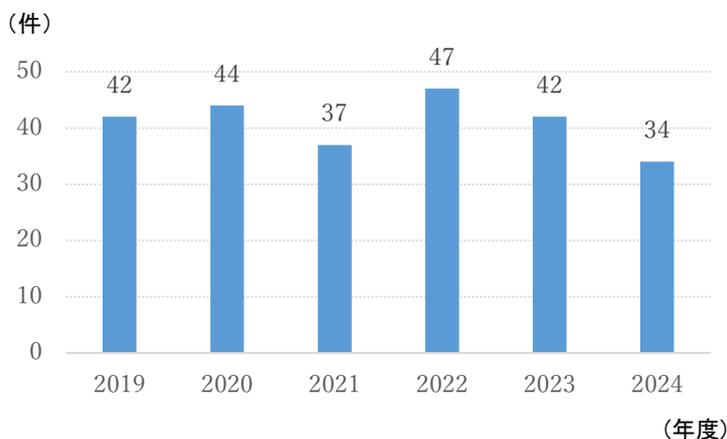


不法投棄※回収状況の推移

※市が把握し、調査を行ったもの

2)廃棄物の不法焼却の状況

廃棄物の不適正処理で特に問題になるのは不法焼却(野焼き)です。廃棄物の野焼きは、一部の例外(農業や林業を営む上でやむを得ないものなど)を除き、法律により禁止されており、違反した場合は罰せられます。しかし、違反者は後を絶たず、特に早朝や夜間等の人目につかない時間帯に多く発生しています。なお、農業や林業に伴う野焼きであっても、煙や臭いがひどい場合は近隣住民から苦情が寄せられることもあります。



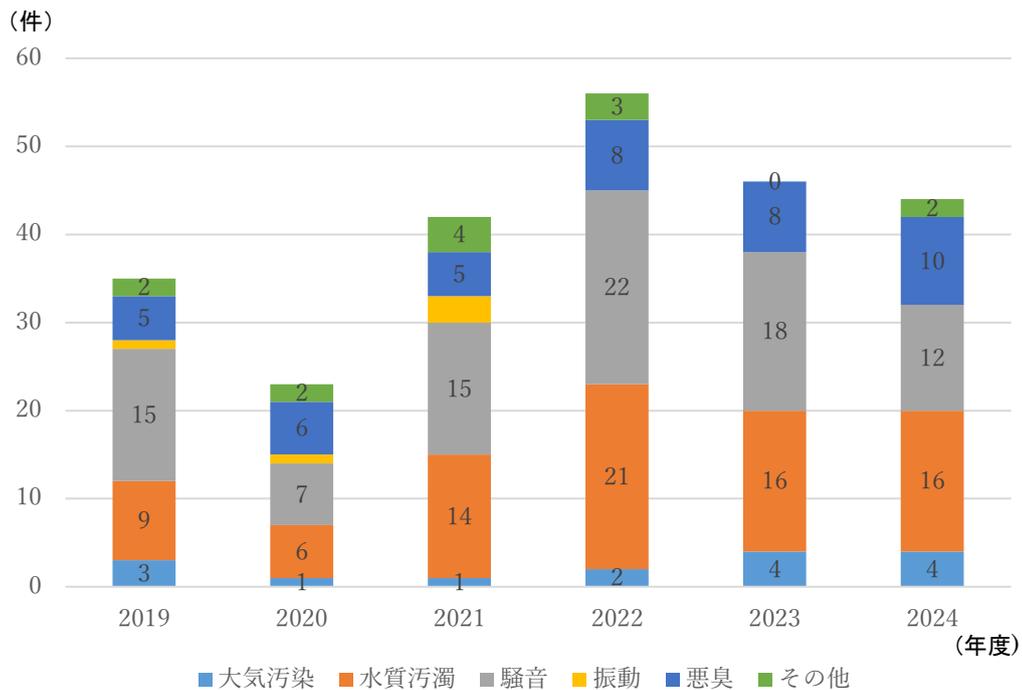
通報及びパトロール時に発見した野焼き件数

第5節 生活環境の保全

1. 公害の防止（多治見市環境基本計画の取組内容 No.39～40）

(1) 環境調査の実施

環境調査は、人々が快適に暮らすための生活環境や自然環境を保全することを目的として、環境状況を調査・把握するものです。



公害苦情の推移

[環境基準値については 資料編22ページへ](#)

1) 水質汚濁

本市の中心部を流れる土岐川は、かつては地場産業の陶磁器工場・事業場からの陶土を含んだ排水の影響で白濁していましたが、1965年代から1975年代にかけて水質が改善されました。これは、公害防止法令の整備により工場・事業場からの排水の規制が厳しくなったことや、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により家庭からの排水対策が進んだことなどが水質改善の理由として考えられます。

公共下水道の区域内人口の推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024
行政区域内人口(人)	109,816	107,443	106,740	105,713	104,381
整備区域内人口(人)	104,746	102,806	102,369	101,543	100,395
人口普及率(%)	95.4	95.7	95.9	96.1	96.2
全国平均の普及率(%)	80.1	80.6	80.6	81.0	81.8

2) 河川水質

市内14河川20地点で月1回の水質調査を行っています。市内の河川のうち、土岐川と笠原川は、環境基本法より、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準「環境基準」により土岐川はB類型、笠原川はA類型に定められています。

■各調査地点の写真および水質調査結果の詳細は、資料編10ページへ

3) 河川底質調査

河川水質調査の一環として、河川底質の有害物質調査もを行っています。河川底質については、環境基準は設定されていませんが、状況を把握するために毎年調査しています。

4) 環境騒音測定

本市は1977年に騒音に係る環境基準地域指定を受け、年1回の環境騒音測定(道路に面する地域・道路に面しない地域)を実施しています。測定を開始した当初から、道路に面しない地域では環境基準を満たしています。

道路に面する地域については、2002年度に自動車騒音に係る面的評価をするシステムを整備し、21の路線について自動車騒音を測定し、面的評価を行いました。2006年度からは、笠原町との合併及び道路交通センサスの変更等により、評価対象路線が21路線から27路線に増えました。毎年、市内で道路に面する地域に立地している住居等を対象に、面的評価を行っています。

面的評価の実施件数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
面的評価(戸)	6,027	6,027	6,076	6,374	6,201

■騒音測定結果については、資料編17ページへ

5) 化学物質

ダイオキシン類の調査を行っています。

ダイオキシン類は炭素、水素、塩素を含む物質が燃焼する工程等で発生します。そのため、市のごみ処理施設(三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター)では、周辺環境保全のため、焼却施設の排ガスや放流水等のダイオキシン類調査を定期的に行い、監視に努めています。

土壌調査・河川調査の実績

年度	土壌の調査地点	環境基準	河川の調査地点	環境基準
2020	三の倉センター周辺	○	土岐川・高田川	○
2021	三の倉センター周辺	○	土岐川・市之倉川	○
2022	三の倉センター周辺	○	土岐川・大原川	○
2023	三の倉センター周辺	○	土岐川・笠原川	○
2024	三の倉センター周辺	○	土岐川・三の倉川	○

※○:環境基準を満たしている。

6) 大気汚染

大気汚染物質の発生源には、固定発生源(工場・事業場)と移動発生源(自動車など)があり、発生源から排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、炭化水素などが大気汚染の原因となります。

現在、本市内には岐阜県東濃西部総合庁舎敷地内に大気測定局があり、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、窒素酸化物(NO_x)、光化学オキシダント(O_x)、微小粒子状物質(PM2.5)について常時測定を行っています。

大気汚染の状況

年度	大気汚染の状況(環境基準を超えた日数)
2020	微小粒子状物質(PM2.5)1日、光化学オキシダント86日
2021	微小粒子状物質(PM2.5)年間平均超え、光化学オキシダント88日
2022	光化学オキシダント94日
2023	光化学オキシダント93日
2024	微小粒子状物質(PM2.5)1日、光化学オキシダント93日

7) その他の調査

公害防止協定とは、地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のために事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決めるものです。

現在、本市は3社1組合と公害防止協定又は環境管理協定を結んでいます。協定では、条例に基づく規制より厳しい排出基準を設けたり、自主測定結果の報告書の提出を求めたりしています。

公害防止協定、環境管理協定締結事業場(2024年3月31日現在)

会社名	所在地	業種	締結年月日	主な対象項目
太陽社電気(株)	小田町6	電子部品	1980.10.20	大気
関西触媒化学(株) (株)セントラル・バッテリーマテリアルズ	笠原町(市之倉町境)	化学工業	1983.07.28 2012.06.28	大気・水質
アルファーリゾート(株)	北小木町	残土処理	2003.06.19	水質・土壌
中部ソイルプロセッシング協同組合	富士見町他	残土処理	2019.03.22	水質・土壌

また、ゴルフ場については、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」(1990年7月10日岐阜県公示)に基づく環境管理協定を結んでいます。2000年度には、北小木地域が上水道の給水地域となったことを受け、協定を一部改正しました。協定では、定期的に調整地等における残留農薬等の検査実施と報告を求めています。2021年の検査結果は、環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」で定める基準値以下でした。

環境管理協定締結ゴルフ場(2024年3月31日現在)

会社名	所在地	締結年月日	主な対象項目
PMGプロパティーズ(株) (多治見北ゴルフ倶楽部)	北小木町	1995.10.16 (2000.12.14改正) (2010.8.4承継)	水質

(2)生活排水の浄化

下水処理場の維持管理を行い、各処理場へ流入する下水を適正に処理しています。また、放流水質を管理しており、全処理施設で計画放流水質以下となっています。

また、下水道への接続促進や合併処理浄化槽の普及促進を図るため、浄化槽設置事業補助金制度の周知及び補助により支援をしています。

2. 風景の保全と創出（多治見市環境基本計画の取組内容 No.41～42）

(1)美しい風景づくりの推進

風景づくりを総合的かつ計画的に進めることを目的に、2001年3月に「多治見市美しい風景づくり条例」を制定し、美しい風景づくりを進めてきました。条例に基づき、市内で一定規模以上の建築物や工作物の建設等を行う場合は、市への届出を義務づけています。

2009年3月には、景観法に基づく景観計画としての役割も担う「多治見市風景づくり計画」を策定しました。

また、多治見の自然環境、歴史、文化等を象徴する重要な風景を構成するものを風景市民遺産として指定し、その風景が損なわれることがないように保全・管理していくこととしています。現在、虎溪山永保寺が風景市民遺産に指定されています。

1)風景づくりアドバイザー

魅力あるまちづくりを実践するため、「建築及び都市計画」、「ランドスケープ(空間設計など)」、「色彩」の各専門家に、大規模な行為に関する評価(審査)や提案、市民が行い風景づくりへの支援、公共事業に対する提案をいただいています。

2024年度は、風景づくりアドバイザー会議を9回開催しました。

2)たじみ景観塾

より多くの方々に風景づくりに関心を持ってもらう、また、風景づくりに関する知識を深め、先導的に活躍する人材を育成することを目的に講座やイベントを開催しています。

たじみ景観塾の受講者数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
受講者数(人)	87	67	79	214	98

(2)適正な広告景観の形成

「多治見市屋外広告物条例」を制定し、まちの美観や広告物の倒壊・落下等の危険から歩行者や車を守るため、屋外広告物を出せない地域や物件を定めています。また、市内全域について広告を出すのに許可が必要な「許可地域」とし、都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないことなどの基準を設けることで、まちの景観形成に努めています。

3. 快適な住環境の整備（多治見市環境基本計画の取組内容 No.43～47）

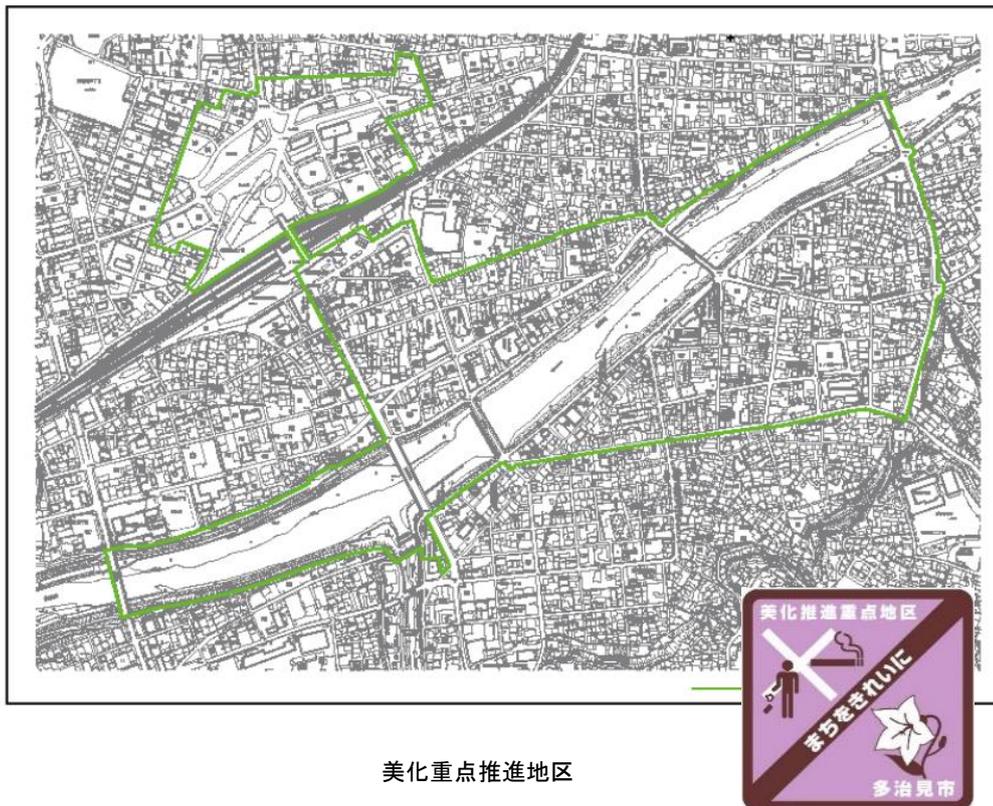
(1) まち美化活動の推進

市、市民、事業者、土地所有者等と自主活動団体が一緒になって環境の美化を図り、市民の生活環境を向上させることを目的とし、2004年度に「多治見市をごみが散らばっていないきれいなまちにする条例（まち美化条例）」を制定しました。この条例の理念を実現するため、2004年度に「第1次多治見市まち美化計画」を策定し、それ以降、5年に1回の策定を重ねて、2024年度には「第5次多治見市まち美化計画」を策定しました。市、市民、事業者が協働し、市民組織やネットワークの構築、関係機関等との連携体制の確立、モラルの向上や人づくりを通して、まちの美化に取り組んでいます。

1) 美化推進重点地区

まち美化計画に基づき、2007年10月にJR多治見駅周辺地区を美化推進重点地区に指定し、地区内で美化啓発活動を行い、ごみ散乱の防止に一定の効果をあげています。2010年10月には土岐川兩岸（記念橋～国長橋）を、2013年10月には本町オリベストリート・市役所周辺地区を新たに指定しました。さらに、2015年1月には駅北庁舎開設にあわせてJR多治見駅周辺地区の指定範囲を拡大しました。

今後も美化推進重点地区を追加、拡大して重点的に施策展開していくとともに、さらに美化関係の活動団体と連携して計画を推進していきます。また、美化推進重点地区内は一部を路上禁煙地区としても指定しており、喫煙マナーの向上とタバコによる健康被害なども防止しています。



美化重点推進地区

2) まち美化推進協議会

まち美化推進協議会は、有志の市民により発足した美化活動を行う団体で、まち美化計画の推進の主体となる組織として活躍しています。同協議会では、花火大会や夏まつり等のイベントの際にごみのポイ捨てや放置防止を呼びかける活動を行ったり、犬フンの放置をなくすために飼い主のマナーアップ

講座などを行ったりしています。

(2) 民有地緑化への支援

多治見市都市計画マスタープランにおいて生活を豊かにする身近な水と緑の確保に向けた方針を定めています。その方針の中で市街地緑化や郊外地緑化を進めており、公共用地の緑化だけでなく家庭の庭先や工場、店舗などの緑化に対する助成制度を設け民有地の緑化を推進しています。

民有地緑化への支援

年度	2020	2021	2022	2023	2024
市街地緑化助成(カ所)	4(262m ²)	4(358 m ²)	7(412 m ²)	7(210 m ²)	3(90 m ²)
生け垣設置補助(カ所)	0	-	1(11m)	-	-

(3) 身近な憩いの空間の創出

1) 街区公園やポケットパーク等の環境整備

環境整備

年度	内容
2019	2 街区公園 2 遊具を長寿命化更新
2020	19 街区公園 42 遊具を長寿命化更新
2021	ポケットパーク等の低木の枯れ補植の実施(2 箇所)
2022	滝呂町 3 丁目地内のポケットパーク整備(1 箇所)
2023	7 街区公園 8 遊具を長寿命化更新
2024	3 公園 1 遊具 3 施設を長寿命化更新

(4) 住環境悪化への対応

1) コバエ対策

2010年ごろから、クロバネキノコバエの大量発生が市内各所で確認されています。2012年から2015年にかけて調査を行い、効果的な対策についてまとめました。

2019年度から2022年度まで静岡大学による発生源の特定等の調査を実施し、森林等の土壌からコバエが発生していることが明らかになりました。

2023年度から、岐阜県からの依頼で、市内4箇所で定点観測を行っています。

■コバエ対策について [市ウェブサイト\(コバエ対策\)](#)へ

2) 犬猫の適正飼育

犬猫の適正飼育については全国的にも問題となっています。本市においても、苦情や相談が寄せられており、保健所などの他機関とも連携を図りながら、今後とも継続して適正飼育への普及啓発をしていきます。

3) 空き家対策

保安上危険となる恐れのある空き家等に関する市民からの通報・相談に対し、所有者へ適正管理を促す文書を発送する等、適切に対応していきます。

新規通報および対応件数

年度	新規通報(件)	文書送付(件)	空き家の除去(件)	空き家除去工事補助(件)
2020	21	実施	—	—
2021	17	10	行政代執行 1	23
2022	36	64	略式代執行 1	28
2023	54	98	略式代執行 1	35
2024	35	124	—	29

※文書発送: 過年度に通報があった再対応物件を含む

(5) 今後想定される課題への対応

1) リニア中央新幹線等大規模な事業の環境影響への対応

多治見市内では、2022年9月に大針非常口の掘削工事が開始され、区分土以外の発生土が近隣の残土処分場に搬入されています。市では岐阜県による立入調査に同行しています。また、2019年11月から始まった春日井市内の西尾非常口からの発生土の多治見市内への搬入についても、同様に立入調査を実施しています。さらに、各処理場からの排出水の排出先河川の水質調査を定期的に行っています。今後もこうした調査を続けていきます。

2025年度版『多治見市の環境』は、多治見市環境基本条例第8条に基づき、2024年度における多治見市の環境の状況並びに環境の保全及び創出に関して講じた施策の概要について取りまとめ公表するものです。

2025 年度版
多治見市の環境
(第 47 号)

<編集> 多治見市 環境文化部環境課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2-15

TEL 0572-22-1175(直通)

FAX 0572-22-1186

E-Mail: kankyo@city.tajimi.lg.jp

<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kankyo/kekaku/kankyo.html>